

2018年3月7日

2018年2月定例会 一般質問

民進党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。

<病児保育の体制強化と働き方の改善について>

人口減少や人口構造の変化はこの国が直面する根本的な課題ですが、子どもを安心して生み育てることができる社会づくりは、この課題の解決に大きく寄与するものと考えます。裏返すと、この課題を解決できなければ、国家の持続性を確保できず、私たち現役世代は、次世代への責任を果たしたことにはならないと言えます。そして、高度経済成長期を経て、核家族化が進行し、共働きが一般化してきた今日の私たちの社会を踏まえると、子育てと仕事を両立するための環境整備に投資をすることが、極めて重要な政策課題に位置付けられます。

子どもを育てていると、保護者として急に対応しなければならないことが日常的に多く発生します。その代表的なものが子どもの病気です。私自身の体験もそうですが、私の周りの保護者の方々と話をしていると、保育所や放課後児童クラブへの入所に並んで、子どもが病気を発症した際の対応が、直面する大きな課題として、認識が共有されています。

本県では、子ども・子育て支援法に基づき、3年前の2015年3月に「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定しました。県として、子どもを安心して生み育てることができる社会づくりを推進するため、子ども・子育て支援制度の実施主体となる市町村を支援することになっています。保育園や幼稚園などに通う病気の子どもを、市町村から受託した病院や保育所などが一時的に預かる「病児保育事業」も、その中の重要な取り組みであり、私実感している県内の保護者が置かれた現状や、今後の保育需要の拡大を踏まえると、さらなる体制の整備が必要とみています。なお、この事業の病児・病後児対応では、子ども10人に対して看護師を1人、子ども3人に対して保育士を1人、それぞれ配置する必要があります。

先に述べた「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」に示された計画を見てみると、本県は2019年度までに、県内どこに住んでいても誰もが望む時に病児保育を利用でき

きる体制を整えることを目指しています。既に、プランは3年目を終えようとしています。が、市町村によって病児保育の提供状況にばらつきがあります。また、インフルエンザの流行期などには需要が集中し、病児保育施設で定員を超過する事態が起き、受け入れてもらえない子どもが多発するといった現象もあるようです。県として各地域の実態を正確にとらえ、きめ細かに市町村を支援する必要性を感じます。

さて、保育環境の充実を図る一方で、働き方の改善の視点から、この問題を考えることも重要です。子どもを育てる責任は当然に保護者にあり、病児保育施設に預けられればそれでいいというわけではもちろんありません。病児保育事業は「当面症状の急変は認められないが、病気の回復には至っていない」と認められる病児への対応、また病児後の場合は「病気の回復期」が前提であり、子どもが病気を発症した直後は、病児保育に頼るのではなく、当然に保護者が対応することになります。さらに、子どもが複数いる、つまりきょうだいがいる場合は、同時発症や近接した時期での発症なども当然のように起こりますし、病児保育の施設には定員があるため、この冬のようにインフルエンザが流行する場合などは預かってもらえないケースも多発します。こうしたことを念頭に置くと、働く保護者にとっては、病児保育事業だけではなく、勤務している職場で休みを取りやすい環境が整っているかどうか、重要な問題となります。

つまり、病児保育の体制整備による保育の量的拡大とあわせ、企業などで柔軟な働き方が認められていることが求められ、この「両輪」があつてこそ、真に子育てと仕事が両立できる社会が実現できると考えます。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、病児保育の需要把握と供給体制の強化についてお聞きします。今年度、病児保育施設は県内に74カ所あり、自治体の共同設置も含め53市町に設置されています。共同設置とは、例えば、古賀市に所在する福岡東医療センターの病児保育施設を古賀市と隣接する新宮町に住む子どもが利用できるといったケースです。先に、地域差や季節による需要の変動を指摘しましたが、現在、本県は県民の需要に対応できる体制を整えられているといえるのか、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」で掲げている計画の進捗状況を踏まえ、お答えください。そのうえで、本県の現状を、地域差や季節による変動なども含めて捉え直し、今後の病児保育の体制強化につなげていくべきと考えますが、知事の考えをお聞きします。

第二に、病児保育施設が確実に周知されていないければ、保護者が利用したい時に利用することができません。この点、各市町村においてどのように周知が行われているのか、お聞きします。また、施設によっては立地している自治体内に居住していない住民も利用できるケースがあり、広域で施設の存在を知らせることも大切です。こ

のため、県が主体となった周知も重要と考えます。あわせて周知の際にはインターネットの活用も有効と考えますが、これらについて知事の考えをお聞きします。

第三に、働き方を改善する視点から、子どもが病気になった際の対応についてお聞きします。政府の働き方改革実現会議が昨年決定した実行計画では、保育サービスの充実の視点から病児保育への言及があるものの、子どもが病気になった際の対応について、国として企業や事業所にどのような姿勢で臨むのか、直接的、具体的な記載はありません。そこで、本県として、子どもが病気になった際の対応について、保育体制の整備だけではなく、働き方の改善も意識し、どのような基本姿勢で臨んでいくのか、知事の考えをお聞きします。

第四に、企業や事業所の理解促進についてお聞きします。本県は 2003 年 9 月から「子育て応援宣言企業」を開始し、県内の全ての企業・事業所を対象に、法定義務を超える具体的な取り組みを 2 つ以上宣言してもらった事業を推進しており、今年 2 月末現在で 6294 社が参加しています。そこで、病児保育などに言及し、子どもが病気になった際の柔軟な対応を掲げている企業・事業所はあるのか、お聞きします。そのうえで、子育て応援宣言企業はもちろん県内の企業・事業所に、柔軟な対応を求めていく必要があると考えますが、県として具体的にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお聞きします。

<食品ロス削減と食品廃棄物のリサイクルの推進について>

本県は近年、食品ロスの削減を推進し、2018 年度当初予算案にも、フードバンクの活動を支援するシステムの開発を新規事業として盛り込むなど、精力的な取り組みに対しては評価したいと思います。

そこで、フードバンク活動の普及・促進についてお聞きします。現在、県内には北九州市、福岡市、大野城市、久留米市に拠点を置く 4 つのフードバンク団体が活動しており、食品企業などと連携し、提供してもらった食品を生活困窮者の支援団体や福祉施設、個人に配布しています。本県は、県リサイクル総合研究事業化センターを中心に、これまで食品の保管設備や衛生管理などの運営上の課題を検証するモデル事業を行い、昨年 12 月にはフードバンク活動のガイドラインを策定しました。まず、このガイドラインに盛り込まれた主要なポイントをお聞きします。次に、2016 年の経済センサス-活動調査によると、県内は従業員 4 人以上の事業所だけでも 1000 を超える食品製造業者がある中で、県としてフードバンクに食品を提供する協力事業者として開拓できているのは 42 事業者、県が開拓した以外の協力事業者も合わせても延べ 137 事業者とお聞きしています。今後、ガイドラインも活用しながら、どのように協力事業

者の開拓を進めていくのか、お聞きします。

次に、食品関連事業者から出る食品廃棄物のリサイクルの促進についてお聞きします。今回の質問をするに当たり、インターンシップの大学生たちと一緒に、食品製造業者さんの工場の製造段階で生じたパンの返品や規格外品などが、畜産の飼料にリサイクルされる現場を視察したうえで、食品リサイクル業者さんから現状や課題を聞かせていただき、大変勉強になりました。

国は食品リサイクル法で、食品廃棄物等の発生抑制や減量、利用可能な食品循環資源の再生利用、熱回収について業種別に実施率目標を掲げ 2019 年度までに達成することを求めています。国全体の再生利用などの実施率を見ると、食品関連事業者のうち食品製造業においては 2015 年度に目標を達成しており、先に述べたパンの飼料化といった取り組みによって 2019 年度も目標を達成できると見込まれますが、食品小売業や外食産業での実施率が低迷しています。この背景には、市販されている弁当や飲食店の食べ残しなどは、リサイクルするためのコストを低減する技術が確立しておらず再生利用そのものが困難であることが挙げられます。現在、事業系一般廃棄物として多くが焼却処分されているとされますが、弁当や食べ残しもメタン化することによって熱や電気といったエネルギー源や液肥になり、リサイクルをする価値は十分にあると考えます。

そこで、こうした観点から、本県としても県リサイクル総合研究事業化センターのこれまでの研究の蓄積を生かし、事業化を急ぐ必要があると考えますが、知事の考えをお聞きします。

<子どもの貧困対策の推進について>

本県は 2 年前の 2016 年 3 月に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、取り組みを進めています。我が会派は、社会における貧困・格差の解消を重要な政治課題と位置づけ、計画の策定段階から積極的に関わり、私も 2015 年 9 月定例会の一般質問で、県内の貧困状態にある子どもが「5 人に 1 人」と全国よりも厳しい状況にあるとの試算を明らかにしたうえで、計画の指標に数値目標を設定することなどを知事に提案してきました。2018 年度の当初予算案では、子どもの貧困対策に係る事業数が、今年度の 105 事業から 111 事業に、予算額も 759 億円から 783 億円に増えています。対策の強化を図っていただいていることについては、大いに評価したいと思います。

そこでまず、2018 年度当初予算案の編成にあたって、本県の現状をどのように分析、評価し、対策の拡大を図ったのか、知事としてのねらいをお聞きます。

次に、数値目標を設定して全国数値よりも改善を目指している4つの指標についてです。本県は2年前に計画を策定し、25の指標を掲げ、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率と高等学校等中退率、就職率及び児童養護施設の子どもの大学等進学率の4つについては、数値目標を設定し取り組んできました。そこでまず、この2年間の本県の取り組みによって、どのような改善がみられているのか、お聞きます。中でも、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率を高めるため、具体的にどのように取り組み、成果が上がっているのか、お聞きます。また、高等学校等中退率を下げするため、2016年度から実施している高校中退防止のための訪問支援事業の成果と課題をお聞きます。あわせて、今後、経済的困窮状態にある子どもたちに対する中退防止策をどのように強化していくのか、また、結果として中退せざるを得なくなった子どもに対してはどのように支援をしていくのか、お聞きます。

さらに、子どもの貧困に関する指標の拡大についてです。我が会派は2017年6月定例会の代表質問で、国が新たに示した8つの指標を直ちに計画に盛り込み、特に全国の数値よりも低い水準となっている「朝食を食べない児童生徒の割合」「ひとり親家庭の養育費の取り決めをしている割合」については数値目標を設定し、取り組みを進めるべきと提案しました。これを受け、知事は、「本県でも既存の指標を補完する指標として位置づけたい」と答弁しています。そこで、2018年度当初予算案の編成において、新たな8つの指標の現状を踏まえ、どのような形で予算及び施策に反映したのか、お聞きます。

(4909 字)